

官民人材交流センターの求人開拓先について  
(10/29 付 提出メモ P7 ③部分の改訂)

2007/10/31  
長谷川幸洋

組織規模を議論するためは、センター発足当初、どの範囲の業務をカバーするかを検討することが必要。

P7 ③部分

センターがこれまでの天下りを実質的に受け継ぐトンネル機関になることを避けるため、発足当初期においては、「一定の法人」は扱わないこととする。

◆「一定の法人」をどう限定するか？

- ①非営利法人（独立行政法人、特殊法人、公益法人など）
- ②・国と随意契約を締結する法人<→各省あつせんも不可>
  - ・独立行政法人、特殊法人
- ③・国と随意契約を締結する法人<→各省あつせんも不可>
  - ・国から一定額以上の補助金等を受け取る法人
  - ・独立行政法人、特殊法人

独立行政法人見直し、契約適正化など関連改革を徹底して進めたい  
えで、センターが「上記の法人」への斡旋をするようにすべき。